

八潮市環境基本計画を策定しました

市民、事業者、行政が、ともに力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全および創造し、環境への負荷の削減を推進し「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創り上げていくことを目指して「八潮市環境基本計画」を策定しました。

☎環境リサイクル課 ☎内 338

望ましい環境像の実現に向けて
一緒に取り組みましょう！

望ましい環境像

水と緑にふれあえる、
環境にやさしいまち八潮

分野別環境目標

- きれいな水と豊かな緑に恵まれた、自然と人がともに生きるまち（自然環境分野）
- 健康で安心した生活を送ることができるまち（生活環境分野）
- 快適にいつまでも住みたいと思うまち（快適環境分野）
- 地球環境をまもり循環型社会をつくるまち（地球環境分野）
- みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち（環境活動分野）



八潮に残る貴重な自然、中川のワンド

※ワンドとは、流れのゆるやかな入り江のこと。生き物がすみやすいので、水を浄化する力や、川が再生する力が強くなります。

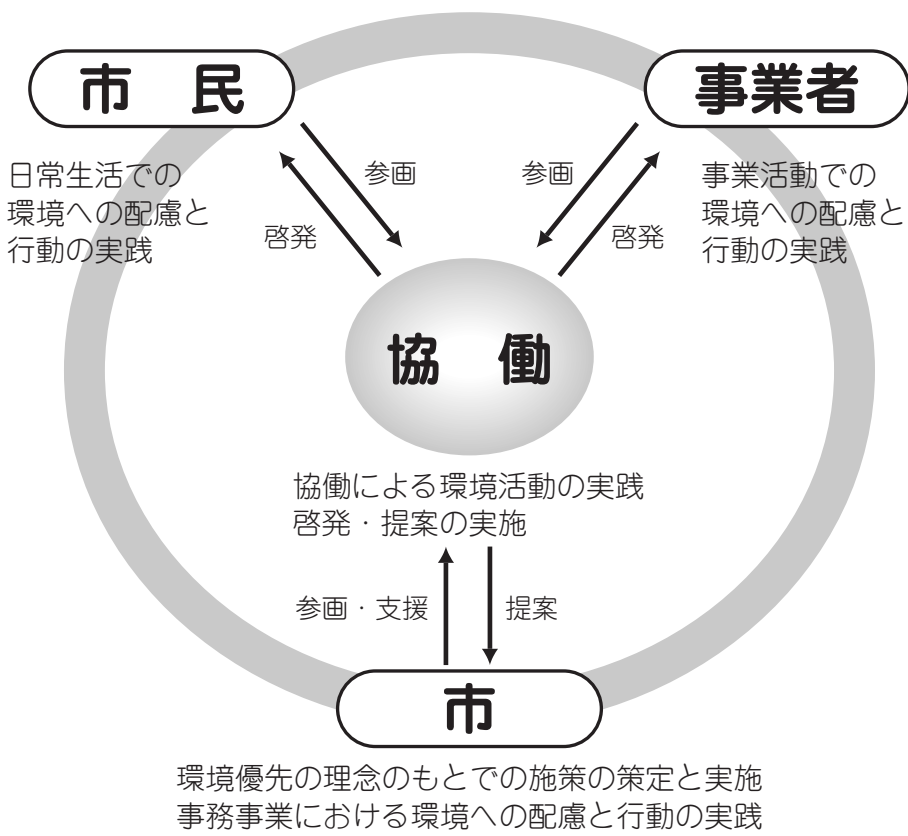
八潮市環境基本計画ってなあに？

環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方針、その他の事項を定めています。

- 計画の期間は、平成21年度から27年度までの7年間です。
- 計画の推進主体は、市民、事業者、行政の三者です。
- 対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境および環境活動の5分野です。

この計画は、八潮市環境基本条例第8条に基づく計画です。
市民、事業者、行政の各主体の協働により、計画を進めていきます。

●望ましい環境像と環境目標の実現に向けて、市民、事業者、行政の各主体による、日常生活や事業活動にあたっての環境への配慮や行動の実践が不可欠です。
●それぞれの立場に応じた役割分担のもと、互いに連携して環境活動を実践したり、啓発や提案をしたります。そのような、協働による取り組みが重要です。



八潮市環境基本計画の全文と概要版は、市のホームページに掲載しています。また、市役所 840 情報資料コーナー、文化スポーツセンター、駅前出張所、ゆまにて、八幡図書館、八條図書館、資料館で閲覧できます。